

Alternative Systems Study Bulletin

第9巻第3号

(2001年8月30日)

現場から

私のフリーター論

アナリティカル・マルキシズムへの疑問

後記

編集 境 毅

連絡先 〒600-8691 京都市下京区東塩小路町 京都中郵私書箱 169 号 貿易研究会

ホームページ <http://homepage1.nifty.com/office-ebara/>

メール kyw04500@nifty.ne.jp

会費 正会員 : 年間 1口 10万円

賛助会員 : 年間 1口 3万円

購読会員 : 年間 1口 1万円

振込先 口座名 : 資本論研究会

(郵便振替) 口座番号 : 01090-5-67283

<現場から>

1. 層としての社会運動への準備
2. 新しい社会運動の組織運営について
3. NPO活動に問われるもの
4. 運動の中で起きる事
5. フリーターズ・ネットワークのイメージ

1. 層としての社会運動への準備 2001. 5. 27

アソシエ 21 関西運営委員会を立ちあげたとき、私は新しい社会運動を始めることに主眼を置いていました。〈企業家 100 人のアソシエ 21 関西を〉という呼びかけも、そのための布陣と考えていました。もっとも、万事が横並び主義、いつも横目で他人の動きを見ているような日本社会で、普通の市民が飛び出せばたちまちレッテルを貼られて孤立させられてしまう、という現実があるなかで、新しい社会運動の開始には時間がかかると考えていました。

ところが、新しい社会運動は、すでに始まっていたのです。既成の資本家的企業とは別の事業を立ち上げることで、参加者が個の唯一性を残したままで協同主体を形成することができる。これが、この間の活動にかかわった際の私の得た教訓ですが、これをもっと別の形で述べるのが、今必要になってきていると考えています。

一つは、フリーターズ・ネットワークやフリーターズ・ユニオン結成の動きに示されているように、階層の運動が起きようとしています。層としての運動も、もちろん運動を構成する個人の意志によって担われているのですが、にもかかわらず、それを超えた発展法則に支配されているのです。ある場合には、個人の意志とはかかわりなく運動の方が進んでしまい、逆に個人は大衆運動の論理の方に支配されてしまう。でもこんな運動は 60 年安保闘争や 70 年全共闘運動以降はあまり見られません。

けれども、私の見るところ、このタイプの社会運動が始まろうとしています。

だとすると、運動の担い手たちに何が問われるのでしょうか。

このタイプの運動が持続していなかったことで、これまでの運動は、個人(政党も含め)の意志に発した運動でした。個人は自分の運動方針を提起し運動を起こそうとしてきたのですが、このタイプの運動にはなっていないのです。それで、活動家たちは、このタイプの運動の展開を諦めてしまい、このタイプの運動に対する準備をしていないように思われます。

ではどのような準備が、今、問われているのでしょうか。フリーターの運動に則して言えば、まず、フリーターという社会階層の構成員が自分たちを階層として意識することが出来るような仕掛けをつくらなければならないでしょう。

個の絶対的他性ということを経験の組織論の土台に置いて考えると、何らかの基調報告のもとにフリーター論についての合意を意志統一する、というやり方はそぐわないでしょう。むしろ、各人が各様のフリーター論を展開し、それらが並存しつつ、一つの主体を形成してしまっている、そのような仕掛けをつくるのが問われているのです。

2. 新しい社会運動の組織運営について 2001. 1. 18 作成 6. 10 補正

1) はじめに

NPOなど色々な種類の新しい社会運動が起きています。新しい社会運動にかかわることで、考えたことを述べてみます。

2) 既成の組織体の論理

① 新しい社会運動も一つの組織体に担われています。

組織体は、もちろん個人の集合ですが、個人の自我の論理とは別の論理で動きます。このことを体得することがまず必要でしょう。

② 組織体の論理は、その組織の差異によって多種多様ですが、従来の組織体の論理には大別すると三種類ありました。

③ 国家権力に典型的な論理は、政治的強制にもとづく支配・隷属の関係です。もともと、新しい社会運動の参加者の中にも、この点に同意しない人が居るかも知れません。多分、「国家は自由・平等ではないか」と反論されそうですが、それは国家意思に従っている限りのことで、それに異議申し立てをすれば、ただちに政治的緊張関係が生まれ、政治的強制の存在が顕わとなってくるでしょう。

④ 株式会社などの私企業に典型的な論理は、経済的強制です。私企業で働かなければ食べていけない、という飢えの規律で、今日の市民社会は組織されています。もちろんどこに働きに行くかは全く個人の自由ですが、しかし他人のところに働きに行かなくても生活できるチャンスは、他人を雇って生活することを除外すれば、本当に限られています。

⑤ 反体制派の政党に典型的な論理は、政治的意志の統一です。といっても、今日の政党は体制内化しており、純粋に政治的同一性を追求しようとする党派は見当たらず、ほとんどの政党は、国家権力と同様に政治的強制力を利用している、という現実があります。

⑥ 個々の個別的組織体は、この三種類の論理を混ぜ合わせて、組織としてのアイデンティティを保っていると思われます。

3) 新しい組織体の論理

① 新しい社会運動は、この三種類の論理からは自由でありたい。

この思いが私たちの共通認識だったと私は考えています。ここに私たちは新しい社会運動の可能性を感じとっていたのでしょう。

② 三種類の論理から自由なところで組織体の運営は可能なのか？

この問題がいま私たちの前に立ちまわっています。

③ この問題を解決していくための方法は、この間の私たちの協働について研究すること、さらに他の同様の組織の運営について研究することによる他はないでしょう。

④ ところで研究のためには仮説が必要です。

私が提案するのは、私たちの協働を共同して研究していくための仮説です。

⑤ 第一の仮説は、すでに述べられています。それは、三種類の論理から自由でありたいということです。ということは、別の論理が形成可能であることを示さねばなりません。

⑥ 別の論理は、理論的には、どこから導かれるのでしょうか。それは、三種類の論理がいずれも、広い意味でのコミュニケーションの内実であることを知ることから始まります。というのも、組織体とはそれを構成する諸個人のコミュニケーションによって存在するものだからです。

⑦ こうして第二の仮説が導かれます。私たちはいま、三種のコミュニケーションとは別の、新しいコミュニケーションを生成しようとしているのです。

この新しいコミュニケーションについて、私は、それをひとつの社会システムであると考えています。それは、近代的自我としてある私が他者の絶対的他性を認めることで、それぞれの個が唯一性をもつことを認め合うことが可能な社会システムであって、新しい社会運動の内実をそのようなシステムであると見なしています。

⑧ 政治権力の場合はもちろんのこと、経済的強制や政治的意志統一も個人の自我に対する同一化の要求です。

政治やお金や左翼にうさんくささを感じていること、ここからさらに、次の一步を踏み出すためには、諸個人の同一化が、個人の唯一性を保存した上でなされる社会形態を発見し、それに加わらねばなりません。

それを可能とする事業の形態がついに発見されました。

ということで、第三の仮説は、個々人が集合し、組織体をつくったとしても、個々人が唯一性を保てる社会システムは新しいタイプの事業体としてしか可能ではない、ということになります。

4) 新しい組織体の運営

① 三つの仮説は、三種類の論理からは自由な論理をコミュニケーションとして形成しようとするれば、それは個々人の唯一性を保障し得るような、一つの統一体としての事業を始めること、という結論が導かれます。

② この結論から、新しい社会運動の運営について考えてみましょう。

まず第一に、個々人に政治的意識の上での同一化を求めるようなコミュニケーションはやらないことでしょう。

第二に、経済的関係で強制し合うこともよくありません。

第三に、権力関係を持ち込むことなど、もつての他です。

③ とりあえずは否定的な原則を三つ述べましたが、では肯定的にはどのような原則が出てくるでしょうか。これを導くためには、主体の構造について知る必要があります。

従来の三種の論理は、いずれも、組織を主体として成立させますが、その主体は個々人の同一性にもとづくものであって、必然的にピラミッド型の権力構造を持ちます。これに対して、いま私たちが形成しようとしている協同主体は、実はピラミッド型ではなく、平面に存在している諸個人と同じ平面に、つまり、諸個人がぐるりと輪を描いたとすれば、その円の中に、立体化することなく、しかも超感性的なものとして実在するものとなるでしょう。

④ こんな協同主体がはたして可能なのでしょうか。私は次のルールが体得されれば実現すると考えます。

第一に、自我を開くこと。事業に関する決定は必ず共同で行うことです。

第二に、自分がやれないこと、やりたくないことは引き受けない。組織のために貢献したい、という考え方は、旧い論理ではないでしょうか。

第三に、事業として協同主体をたてるわけですから、事務、財政が、一番重要であると気づくこと。

⑤ 新しい社会運動はこのような組織と運営を実現することで持続性を獲得し、その目標を達成していけるでしょう。

3. NPO活動に問われるもの 2001. 5. 29

はじめに

NPOの法人格が認められたことで、多くのNPO組織が誕生しています。では私たちはどのようなNPO活動をめざすのか、この点について私見を書きます。

1) NPO活動一般のイメージ

a) 目的

NPO活動には、当然、目的があります。他方、NPO活動を成り立たせるものは、金と組織と人です。そして、NPO活動の目的は、金の集め方、組織の作り方、人材の作り方に反映されなければなりません。

b) 金

金の集め方としては、寄付金を中心とするか、事業収入を中心とするか、会費収入を中心とするか、の三つのタイプに分けられます。

寄付金も財団などからの大口の職金に頼るものから、小口の寄付を広範に集めるものまであるだろうし、事業収入も色々なタイプの事業を立ち上げることが可能です。また目的によっては、会費収入だけで維持していく方がよいこともあります。

c) 組織

組織のつくり方も、事業をするかしないかでちがいが、また、事業をする場合も、雇用労働によるのか、協同組合的労働にするのか、それとも無償のボランティアにするのかでちがいが生れます。

d) 人材

人材のつくり方についても、単に事業にかかわっているメンバーのみを対象にするのか、それとももっと広く参加できる仕組みをつくるのかで変わってくるでしょう。

2) フリーターズ・ネットワークの場合

a) 目的

フリーターズ・ネットワークの目的は、フリーターの階層としての運動をつくり出すことにおかれています。そのためには、フリーター各人が自分を一つの階層に帰属するものとして意識していく仕組みが必要です。

他方、階層としての運動というとき、既存のフリーターの意識に依拠して構想することは出来ません。階層としての運動の構想は、21世紀を迎えた日本の社会の現状そのものうちから導き出されなければなりません。

そうすると、持続可能な社会形成の主体としてフリーターを位置づけ、ここから多様な新しい社会運動が総合されたものとして、階層の運動を捉えることが出来ます。

そうなれば、フリーターズ・ネットワーク自体が、一つの手本として、新しい社会運動として、構想されなければならないこととなります。

b) 金

フリーターズ・ネットワークは、事業による収益をもとに運営される事業体であるべきです。持続可能な社会形成の主体ということは、株式会社や公務員とは別の働き方で、社会的に意義のある事業を進めていくことに他なりません。

c) 組織

フリーターズ・ネットワークの事業は、生産協同組合の組織によって担われるべきです。事業にかかわる人々は、出資し、労働し、管理をする協同事業者でなければならないでしょう。この協同組合を土台にして、多くの人たちのボランティアなかわりも保障していくことが出来ます。

d) 人材

フリーターズ・ネットワークの人材育成は、フリーター総体を対象とし、その相互=自己教育でなければなりません。多くの人たちが色々な活動に一寸参加しても、その活動が総体のうちで生きているような、そのような人々のつながりをつくっていくことが問われます。

e) 事業計画

HPの開設

HPでの有料のメールマガジンの発行

HPでのアンケート

フリーターズ・ユニオンの育成

HPでのフリーマーケット (入会費をとる)

出来ます・してほしい・
決済 現金・LET Setc.
出会いのサイト

4. 運動の中で起きる事 2001. 7. 21

1) 信頼関係について

一昔前の活動家に、一つの典型がありました。それは何らかの活動を始める前に色々話し込んで仲良くなり気心を知った上で、信頼関係にもとづいて一緒に活動しよう、というパターンです。この場合、活動を始めて以降意見の対立が生まれたとき、すぐ信頼関係が裏切られた、といって喧嘩になってしまう。運動をする前につくった信頼関係と、運動の中でつくられる信頼関係とは根本的に違うのです。だから前者にあぐらをかいてみると、運動の中での信頼関係を形成できず、お互いに不信感のみに囚われることになりかねません。

運動の中でつくられる信頼関係とは、個人と個人との間の信頼関係とはまた別で、それは個人と個人の間にある協同主体にどうかかわるか、というかわり方が基礎となります。だから、個人的には全く嫌な奴だけど、運動の中ではすごく信頼できる、という人が居るんですね。大衆運動が起きたとき、そのなかで個々人に期待されている役割を果せなければ、運動の中で信頼関係をつくらうとしても無理になります。

逆に、個人的にはすごく信頼できるけれども運動の中ではあまり頼りにならない、という人も当然居ます。そこで問題となるのは、個人的な信頼関係をどうつくるか、ということから発想を転換して、運動の中で信頼関係をどのように形成していけるのか、と考えることなんですね。

2) タコツボ政治

活動がタコツボ化している、あるいは、それぞれが他の活動を排除して囲い込みをしている、こういうのも一つの典型です。運動をどうすすめていくか、という議論ではなく、あそこは**派だ、全共闘だ、党派的だ、というレッテルを貼ることで、自分のアイデンティティをつくらうとしているのです。最近の自民党の政治を見ていると、これは単に左翼に限らず、日本の政治の伝統かもしれません。でも、このような政治も終わりにしたいですね。

運動をどのように進めていくかという議論を先行させ、そこでの役割分担とそれに対する責任の負い方を第一義的なものとする人たちの登場を期待したいですね。

3) 「つかぬまの理論」

ところでこのように考えるとき問題になるのは、コミュニケーションの不全ですね。フリーターネットワークにかかわっている若い人達と話していると、マルクスについては何も知らないかわりに、私たちの世代にとっては全然信頼感がなかった心理学について、随分詳しいのですね。だから議論しても意味を通わせることがなかなか難しい。

インターネットで議論すれば、それぞれの見解は全然収束せず、バラバラなまま、ということはい

ばしばしば経験します。しかしそれでは、運動の中で信頼関係をつくっていけるということにはなりません。

どうすればいいのかと案ずるよりも産むが易し、です。ローティが紹介しているフィールド言語学者デイヴィドソンの「つかぬまの理論」を応用してみましょう。フィールド言語学とは、お互いに言語を異にする話者どうしが、どうやってお互いに意味を通わせるようになるか、ということの研究しているようですが、ローティによれば、「デイヴィドソンの要点は『互いの話を理解したいのならば、二人にとって必要なものは、発話と発話のあいだでつかぬまの理論を収束させる能力がある』だけではない」(『偶然性・アイロニー・連帯』34頁) のです。

この「つかぬまの理論」を応用してみましょう。私たちは日本語で話しをしていますから、言葉が伝わることはできますが、しかし、同じ用語が別の意味で理解されているとすれば、言語は伝わっても意味が伝わらない、という事態がおきます。ですから対話の場を意味の伝達の場や意志の統一の場と捉えていると大きな間違いを起こすこととなります。というのも言葉は伝わったとしても、意味が伝わっているとは限らないからです。

では、対話をお互いが「つかぬまの理論」を収束させあう場と捉えたらどうなるのでしょうか。そうすることで議論自体が収束していけば、コミュニケーション不全も解消されていくでしょう。それはまた、意識の圏にとりこまれはしない存在、意識にとって他者としてある存在について了解していける能力をお互いにつちかっている場ともなることが期待されてもよいでしょう。フリーターズネットワークをこのような場としてつくり出すことに努力してみます。

5. フリーターズ・ネットワークのイメージ 2001. 8. 15

1) 議論の収斂を求めて

フリーターズ・ネットワークの準備にかかわっています。私はフリーターの社会的役割について、持続可能な社会の主役ではないかと考え、色々問題提起をしてきました。その時、議論にずっと参加できる人たちが居ますが、議論に違和感を感じている人たちもけっこう多いことに気づきました。

10年近く前のことでしたが、たまたま若い人たちとの話し合いの場があり、そこで色々な話をしたのですが、その時10人位の参加者が、1対1の関係では対話が成立するのですが、一つのテーマで議論が進むということにならなかったという経験をもっています。私が一人の参加者であるテーマで対話しているとき、他の人たちは対話に参加もせず妨害もせず、ただ自分の番を待っている、という感じだったのです。

最近の色々な会合は、みなそれぞれ目的があって集まっていますから、一つのテーマで議論をするのですが、おそらく集団的な議論に慣れていないのでしょうか、議論が収斂していくケースはまれです。個の唯一性を認め合う、という見地からすれば議論が収斂しなくてもいい、という気もしますが、しかし現実には個の唯一性を認め合えないことで議論がかみ合わないことの方が多いようです。

2) 「私の絶対性」

以前に私は「新しい思考で地域を考える」の「B. 21世紀の<私>」で、今日の個人は「私の絶対

性」という意識に捉われている、と述べました。このこと自体は、今日の人々は自己中心主義だ、というように誰もが認めていることです。そして、その原因となると、主として教育や家庭でのしつけの問題とされがちですが、私は、現代人の生活の生産再生産のほとんどの領域が商品交換によってなされていることに原因を求めました。

女性が家庭を出て働くことが増え、男女共稼ぎになると、家族の生活資料やサービスの商品化が進み、家計のそれぞれの成員が商品の購買者として市場に登場します。それでもなお残る家事労働は女性に担わせられているという現実がありますが、貨幣の所有者として市場に赴くときの意識は何でも買える絶対者の気持ちです。けれども、お金がなければ何も買えない、というお金頼みの世界です。生活のために必要なものを買うのではなく、お金を稼ぐために生活の方を順応させていく、これが一生続くとするれば、何のために生きているのか、という疑問が頭をもたげてくるのは当たり前といえます。

このように「私の絶対性」は不安と一体となっています。というのも、商品化とは人間の経済的な社会関係の運営を、人間の意識的統制から市場メカニズムに委ねることであり、その際の共通の尺度である貨幣を人々が無意識のうちでの本能的共同行為によって作り出すことでした。人々は商品や貨幣に意志を宿し、この単なる自然物に社会的な力を宿らせることで、自分の外にある物を神の座につけています。そして、この物神の命ずるところに従って、お金を稼ぐことを迫られているからです。

3) 神は花盛り

ニーチェは「神は死んだ」と言いましたが、現在は宗教の花盛りです。あるいは、現代人は「私の絶対性」というお金の意識に育まれて、自らを神格化している、とも言えます。

キリスト教の神は、フォイエルバッハが見抜いたように、人間の類的な力が想像の上で人格化されたものでしたが、今日の多くの新興宗教も同じでしょう。ところが、貨幣所有者が自らを神格化するときの神は物神です。この神の精神構造は、森や山を神とみた自然宗教と似ています。それは決して宗教団体の結成へと向かいません。

物神に囚われた現代人に対して、新興宗教は生きがい提案してきます。お金の囚われた生活とは別のところに人間の本当の生活があるというわけです。でも、現在のお金の囚われた生活がいやになり生きがいを求めながらも、宗教とは一線を画している人が大勢います。

4) 神々の争い

問題はこの大勢の人たちがどうすれば手をつなげるか、ということです。集まって議論しても必ずしも議論が収斂しない、というとき、現代人が貨幣の意識をもつことで、生身の人間のままで自らを神格化させている、という現実に注目すべきでしょう。

お金の囚われた生活とは別のところに本当の生活があるということを宗教で解決しないとすれば、実際に生活をつくり出さねばなりません。いま典型的なものは、自給自足的な農的生活に入ることです。このもうひとつの生活は恐らく、今日の市場経済のあとに来る次世代のシステムの先駆でしょう。その意味で、本来の人間の類的な力を代表していると見なせます。だから、このもう一つの生活の実践者がお金の意識に囚われて自らを神格化している現代人に対応するとき、変わり者と見られることに直面して、自らを神の化身をしてしまうことになりがちです。この神は、もちろん宗教団体の神とは違うのですが、しかし大勢の人々と自分との間に一線を画してしまうことになりがちです。

この場合ほどではなくとも、何らかのきっかけで、お金の囚われた生活から抜け出そうという意識をもった人たちも、自らを神格化している現代人に対応するとき、自分たちの個人的な生活体験を抛り所とする結果、現代人との関係で神の化身とされやすい。そして、自分の体験の唯一性にこだわり、それを他人に認めてもらおうとします。そうすると、もう議論は収斂していきません。

5) 共同主体

最近の議論は、集まった人たちが一緒に何かやろうということで行われています。その場合、主体は、もちろん個々の個人ですが、しかしもう一つの主体として、個々人の間に形成される共同主体というものが生成しています。そして議論というものは実は共同主体を形成していく試みなのです。

そうだとすると、集まった人々が各自の個々の体験にこだわり、それを唯一絶対的なものとしてお互いに押し出すことをすれば、個々の主体は存立し得ても、共同主体は無に帰してしまいます。そうではなくて、自分の身体を超えたところにお互いが共同の主体をつくり合うというように発想を転換すれば、事態は改善されていくでしょう。

もともと運動の組織は共同主体でした。ところが組織が大きくなると、個人が組織に従属させられてしまう、という事態が起きました。この経験やまた現代人が「私の絶対性」という意識に捉われていることもあって、組織嫌いの人が多い。それも組織の経験もないのに組織嫌い、共同主体のイメージをつかめない。その結果、一寸一緒に仕事をしただけなのに「利用された」と思ってしまう。でも、共同主体としてある組織や運動に、自分の唯一性、自分の自己実現という見地からのみ参加するのなら、その人は逆に、組織を個人のために利用しようとしているのではないのでしょうか。個人のために利用できる組織というものは、まずないでしょう。個人は、共同主体としての組織で一定の役割を引き受けるとき、共同主体への参画という契機に注目できなければ、ただ疲れるだけ、ということになりかねません。

6) 共同主体の連合

フリーターズ・ネットワークもひとつの共同主体ですが、私は共同事業の集団の連合をイメージしています。それは沢山の共同主体のネットワークです。そして、いま問われているのは個々の共同事業の集団をつくっていくことです。共同主体を共同事業の運営主体と捉えることで新しい動きが生み出されるような気がしています。まずそれは働く場ですから、生活の場です。次に、それは稼ぎの場ですから、従来の働き方の時間を減らしていくことができます。

未来の社会のイメージを共同で保ちつつ、市場経済ともつながっている、こうなると、この構成員は自らを神の化身にしなくとも、類的な力の担い手としてあらわれることができるようになります。個々人の出入りは自由で、内部集団間の移動も自由、これを原理とした共同事業の連合、このような共同主体を含んだものとして、フリーターズ・ネットワークを立ち上げられないでしょうか。

私のフリーター論

持続可能な社会の主役

はじめに

フリーターに期待されているもの、それは、持続可能な社会形成の主役としての役割ではないでしょうか。このことについて考案してみましょう。

「持続可能な社会の形成」という目標は、30年前には環境問題にとり組んでいるごく少数の

意識的な市民のものでしかありませんでした。ところが、今日ではこの目標は、日本の国の目標となり、昨年6月には、循環型社会形成推進基本法が、制定されています。

従って、「持続可能な社会の形成」ということについては、この30年間の環境問題の歴史について、簡単にでも振り返っておくことが必要です。

第1章 環境問題の歴史

1) 1970年代まで

1960年代には、まだ「地球環境問題」という考え方は成立しておらず、環境問題といえば公害でした。当時は、公害を規制する法律も整備されておらず、企業は有害廃棄物をたれ流していたので、被害者である住民は自らの安全をまもるためには訴訟をおこして争うことが中心とならざるを得ませんでした。水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく、新潟水俣病が、四大公害訴訟と呼ばれています。

被害者の地域住民は、もともとは、直接の加害者である企業に対する抗議行動を組織し、これに全国の賛同者が加わって公害反対の世論をつくりあげていっていました。このような世論を受けて1970年の国会は公害国会と呼ばれています。公害関係14法を制定あるいは改正しています。

ところが、1970年代になると、問題は企業の廃棄物だけではなくなってきました。このことを象徴する事件が、70年4月に突然アメリカ

でまきおこったアース・デイの運動でした。全体で300万人が参加したと言われているこの運動は、地球環境問題という認識を生み出したのです。

アメリカで長年環境問題にとり組んできたバリー・コモナーは1971年に「THE CLOSING CIRCLE」(邦訳『何が環境の危機を招いたか』講談社ブルーバックス)を出版しましたが、その時に彼が問題にしていた環境負荷は次のものでした。

①放射能汚染 ②大気汚染(光化学スモッグ) ③チッソ肥料による土壌汚染 ④湖の富栄養化 ⑤農薬 ⑥合成洗剤 ⑦プラスチック製品 ⑧食品添加物

農薬については1964年にレイチェル・カーソンが『沈黙の春』でその害について詳細に論じていましたが、コモナーによって、負荷を与えるものの目録がこのように増やされたのでした。

日本の場合、母乳からBHCやDDTが検出されたことがきっかけになりましたが、食品

公害が大きい問題になってきました。農薬と食品添加物の害に対抗するために消費者と生産者が手を結んで、有機農業運動が、開始されたのです。

大量生産、大量消費、大量廃棄の経済システムを循環型のシステムへと変えることが試みられました。

この時代は60年代の公害とはちがって、被害者、加害者の対立が不明な問題が増えています。農薬は食品公害をまねいただけでなく、百姓の身体をも害しますし、自動車の廃棄ガスや合成洗剤は、使用者が被害者でもあるのです。こうしてこの時代には、被害者の住民運動にとどまらない公的な市民運動が成立します。

でも、原子力発電所の立地現場とか、ゴミ処理場の立地現場とか、道路による地域的な大気汚染とかの場合には、いぜんとして、地域の住民運動もくりひろげられていました。

とはいえ運動の大勢としては、住民運動や訴訟などの告発型の運動から、提案型の運動やオルタナティブを実現する運動へと変化していきましたが、しかし、まだ国や行政には根本的な変化はありませんでした。

2) 規制者から施策者へ、

国の転換

1980年代に入ると地球規模の環境問題が焦点にあがってきました。砂漠化、温暖化、酸性雨、オゾン層破壊、熱帯林の喪失、海洋汚染、野生生物種の減少、これらは国のレベルで解決することができず、国連や環境NGOの活動に力を与えることになりました。

1985年のオゾンホールが発見、86年チェルノブイリ原発事故、89年バルディーズ号(タンカー)の事故、これらの出来事にせかされるように、国や企業も環境問題についての認識をあらため、対応をせまられるようになりました。そして、1992年リオでひらかれた地球環境サミット以降、日本でも国が規制者から施策

者へと転換していきます。

1993年に公害対策基本法と自然保護法を統合して環境基本法が制定されました。この法律で初めて、世代間倫理の尊重がうたわれています。そして、この基本法にもとづいて、国や自治体は環境基本計画を策定していきました。

国のレベルで最も大きく、かつ、政策次第で解決のメドがつけられる課題は、廃棄物の処理でした。ずっと焼却処理をメインにしてきたごみ政策は、ダイオキシンの問題と最終処分場の確保が困難になったことでごみの減量が課題となり、リサイクル(再利用)が焦点となってきていました。リオ・サミット先立つ1991年再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)が制定され、95年には一部改正されます。また1995年には容器包装リサイクル法が、1998年には家電リサイクル法が、そして2000年には食品リサイクル法が制定されました。

廃棄物の処理についてのこれらの法律の基本法は、本来環境基本法をあてるはずのものでしたが、この基本法では対応できない、と言うことで、2000年にはこれらの法律の基本法として、新たに循環型社会形成推進基本法が急遽制定されています。

このような経過を見れば、1960年代と比べ、今日の国や行政の役割は、根本的に変化してきています。この変化は先にも述べたように、規制者から施策者へ転換したことです。国は結局は市民運動が70年代に提案していた政策を20年後に追認し、施策を講じはじめたのでした。

3) 現状の問題点

21世紀初頭の今日、国は地球環境問題の解決にむけての循環型社会の形成を目的とし、理念や規則にとどまらず、施策を提起するに到っています。他方、企業はリオ・サミットの後から普及しはじめたISO-14000シリーズを導入した環境マネージメントをとり入れ、日本のほとんどの中堅企業はISOから認証を取得しています。そして、市民には地球にやさしい生

活の仕方が提案されています。

このような経過はたしかに歓迎すべきでしょう。しかし、この体制で、はたして地球環境問題を解決していけるかと言えば決してそうではありません。国の施策は『環境白書』で述べられていますが、それをみれば、循環型社会形成の施策を、丁度、敗戦後の日本の経済を再建し、高度成長させてきた時と同じ発想で事に当たろうとしていることがわかります。つまり、新しくエコ産業を創出しようとしているのです。後で詳しく見ますが、大量生産、大量消費の経済システムには手をつけずに、大量廃棄物を処理するための産業づくりのための施策が中心となっています。一方、企業の方は、たしかに自らの事業活動については、省エネ・省資源を実現しようとしています。しかし、社会全体のことは考慮に入れてはいません。今日の経済システムでは、資源とエネルギーをつぎ込んでも、生産性が上昇するならば経済競争に勝ち残れるようになっています。大規模化と大量生産が生産性を上昇させる手段となっています。だから、社会的に見れば、企業は競争で生き残るためには資源とエネルギーを大量につぎ込まざるを得ないという側面があり、この面では企業は解決方法をもっていないのです。

また、市民は、しばしば「循環型社会を形成する主役」というように持ち上げられています。たしかに、市民がライフスタイルを変えればその影響は大きいことは明らかです。しかし、今日の社会システムをそのままにした上で、車を持たない生活や生ゴミを堆肥にする生活へ転換できるでしょうか。ごく一部の人はそのような生活へと転換していますが、大勢の人達には無理な要望です。また地球にやさしい生活ということで、100項目以上にわたる細々としたノウハウが提案されています。もちろん、塩ビ製品を買わないとか、合成洗剤を使わない、とい

ったレベルなら何とかなるにしても、生活全般を律しようと思えば大変です。しかも市民がこれらを実行しても、環境問題は決して解決はしないのです。これがわかっていますからがんばっても疲れが残ってしまいます。

4) 解決の方向性

ではどうすればいいのでしょうか。根本的な解決は働き方を変えるしかないでしょう。従来のライフスタイルを変えるという提案はどちらかといえば、消費者としてのライフスタイルでした。この考えをさらにつきつめて働き方を変えることが、いま必要になっているのでしょうか。

例えば、トヨタが工場の門を開けても誰も働きにこなければ企業は成り立ちません。これがストライキといった一時的なことではなく、皆それぞれ新しい働き方を身につけて、それぞれ生活している、ということになれば企業は本当に困ってしまいます。

こんなことがすぐ実現することはありませんが、しかし、21世紀を長い眼でみれば働き方を変える、ということが大きい流れになるにちがいありません。というのも、廃棄物の処理にしても、また高齢化社会の時代の相互扶助にしても、これまでの株式会社に雇われて働く働き方にはなじまないんです。

このように考えると、働き方を変えて行ける人々こそが持続可能な社会形成の主役である、ということにならないでしょうか。そして、フリーターと呼ばれている人たちが、新しい働き方を創出していける主体であることもまた明らかではないでしょうか。

第2章 国の施策の検討

1) 「循環型社会」の定義

2000年6月2日に公布された循環型社会形成推進基本法第2条には「循環型社会」についての定義がなされています。

「この法律において『循環型社会』とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。」

この定義は、資源とエネルギーの節約という問題が欠落していると指摘されてきました。つまり、企業が製品を製造してしまったあとの物財の流れを循環型にしようとするのと、どまり、企業が製品を製造する時点での資源やエネルギーについては野放しにしているのです。このような欠陥のある定義ですが、でも、廃棄物の処理について適正な方策が提案されていれば、この欠陥は別の法律でおぎなえばよいのですが、しかし、肝腎の廃棄物の処理についても問題をかかえています。

2) 拡大生産者責任 (EPR)

廃棄物処理の基本的方向として、拡大生産者責任(EPR)という概念がEU(欧州連合)やOECD(経済協力開発機構)で採用されるようになりました。EPRについてのOECDの96年の中間報告では、EPRとは「消費後の段階で、生産者が生産物(より適切に言えば、生産物によって発生した廃棄物)に対して負う責任を指す」と定義されています。

このEPRはドイツのデュアルシステムとして実現されています。これは容器包装を事業者

負担で回収し、リサイクルするシステムで、それまでの税金負担による収集とは異なる事業者負担によるものでした。

「EPRの核心は、廃棄物の処理費用を誰が負担するかであり、誰が処理するかではない」ドイツの例をふまえ、98年にOECDのEPRプロジェクトは、報告書のなかで、このように述べています。日本の場合一般廃棄物は(容器包装を含む)自治体が税金で回収し、産業廃棄物は排出者負担で処理業者が処理をしています。ところがドイツの場合廃棄物の処理費用を商品の価格に上のせしていますから、一般廃棄物も産業廃棄物も企業が負担していることになります。

企業が負担するといっても、価格に上のせするから、結局は消費者が負担するのですが、この場合、税金で処理するのはちがって、不公平は生まれません。税金だとゴミを出さない人も処理費用を負担することになってしまいます。また、価格に上のせすることになれば、例えば容器を例にとれば企業としては処理費用が安いものを選ぶし、出来るだけ環境負荷の少ない製品を開発しようとするでしょう。日本では容器包装リサイクル法が実施されることで、かえってビンのリユースが減り、ペットボトルが増えてしまいました。というのも処理費用を主として自治体が税金で負担しているので、企業は原価の安いペットボトルをどんどん増やしたのです。もし、ペットボトルの処理費用を価格に上のせしておれば、リターナブルビンの方が優位になり、ビンが増えていったことでしょう。

このように、廃棄物の処理に関しては、現在の社会システムを前提にしても、解決する方策が明らかにされているのです。拡大生産者責任(EPR)の原則に従って、処理費用を価格に上のせすることに決め、そして、これを保証するインフラをつくれればよいのです。

3) 基本法の問題点

ところが、循環型社会形成推進基本法は第4条(適切な役割分担)で次のように述べています。

「循環型社会の形成は、このために必要な措置が国、地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担の下に講じられ、かつ、当該措置に要する費用がこれらの者により適正かつ公平に負担されることにより、行わなければならない」

この条文は処理費用を国と企業と市民(消費者)の三者で負担すると明記されており、先に述べたEPRの原則を否定しています。つまり条文は、処理費用については現行のやり方を変えないと主張しているのです。せつかくの廃棄物処理の現実的な制度がモデルとしてあるにもかかわらず、このモデルを拒否してしまっているのです。

4) 「持続可能な社会」の定義

「循環型社会」についての法律の規定は廃棄物の処理が中心に置かれていて、非常に狭い意味に限定されています。課題を廃棄物に限らず、広く資源やエネルギーや人間の生活までも含めて考えると農業や福祉の問題もとりあげなければなりません。でもこの広い意味で考えた「循環型社会」については『環境白書』では「持続可能な社会」という用語をあてています。

『環境白書』2001年版によれば持続可能な社会に向けた環境政策の基本理念として、四つの長期的目標がかかげられています。それは循環、共生、参加、国際的取り組みで、それぞれについて次のように述べられています。

「第一に『循環』とは、環境への負荷をできる限り少なくし、循環を基調とする社会経済システムの実現を目指すことです。」

「第二に『共生』とは、環境の特性に配慮しながら健全な生態系を維持、回復し、自然と人間の共生の確保を目指すことです。」

「第三に『参加』とは、あらゆる主体が環境への負荷の低減や環境の特性に応じた賢明な利用などに自主的、積極的に取り組み、環境保全に関する行動への主体的な参加を目指すものです。」

「第四に『国際的取り組み』とは、国際社会の舞台におけるわが国からの積極的な取り組みにより地球環境の保全への着実な寄与を目指すものです。」

このようにまとめられている四つの長期目標についての説明文を紹介しつつ、その問題点を考えてみましょう。

5) 「循環」の問題点

第一の「循環」については自然の物質循環を損なうことによって環境が悪化することを防ぐことが目的とされ、資源やエネルギーの利用の面でのより一層の効率化を図ることや、資源のリサイクル、廃棄物の処理が具体的な課題としてあげられています。「循環型社会」の定義に近いですが、資源やエネルギーの利用を上げている点で、すこし広がっています。

でも疑問は人間の生活も循環であり、この循環に負荷を与えないようにする、という発想が欠落している点です。『環境白書』は環境を人間の身体の外にあるものと捉えています。実は最大の環境問題は、人間の生命における物質の循環に負荷を与えられている、ということなんです。

環境ホルモンは、生物のDNAに負荷を与え特定の時期に生物が必要とするタンパク質の生成の情報を混乱させてしまうことで、「メス化する自然」という災厄をうみだしました。外的環境に与えられた負荷が環境汚染をひきおこし、これが人間の内的環境とも言うべき生命活動に負荷を与えていく、このように環境問題を人間の問題として捉えると、今日の人間の経済的な社会生活が、いかに人間の生命活動に負荷を与えているかも見えてきます。技術の発達によってなしとげられた「便利」な生活、これは長時

間の労働、家族の解体、コミュニケーション不全という代償を払っていると言われてきましたが、しかし、よく考えてみるとこの「便利」な生活も人間の生命にとっては生きる力を奪うという形で負荷を与えているのです。

6) 「共生」の問題点

第二の「共生」では自然と人間の共生の確保と言っていますが、「循環」に人間の生命における物質循環が欠落していたのと同じく、人間も自然であることが忘れられています。

しかも地球環境というとき、酸素や炭酸ガスや、また有機物の物質循環にしても、生物が果たしている役割は非常に大きいのです。月と比べて見れば明らかですが、地球の大気の組成にしても、月が物理的、化学的な平衡状態にあるのに対して、地球はそうではないのです。まさに地球環境形成の主役は私たち人間も含めた生物だったのです。

自然と人間、というように問題をたてると、生物が環境形成の主役である、という最も重要な点が見えなくなります。そして、地球環境が大気や地表や水を土台にしつつ、生物の環境形成力に支えられているから、一見強固に見えていながら、生命における物質循環や生態系が部分的であれ断ち切られると、一気に汚染や破壊が進んでしまうのです。

だから、今問われているのは、自然と人間の共生ではなくて、人間自身の社会性と自然性との分断、対立を解決していくことでしょう。人間が今日の社会性をそのままにした上で、自然と共生できるという考えは幻想にすぎません。

7) 「参加」の問題点

第三の「参加」では、相変わらず「公平な役割分担」が提起されています。でも、『環境白書』も、現行のシステムに市民が参加しても、それでうまく行くとは考えていないのです。だから、「価値観とライフスタイルの変革」と

いったことが述べられています。でも、これは個人の問題として語られていて、システムの設計にはなっていません。

自然と人間との共生といったテーマではなく人間の社会生活が人間の生命における物質循環に負荷を与えていると捉えるなら、「参加」の問題は人間の社会生活の方を変えていけるような参加の仕方が問われていることになります。

そうだとすれば、問題解決型の運動とシステムが提案されなければなりません。

8) 「国際的取り組み」の問題点

第四の「国際的取り組み」についてですが、ここでは日本が「国際的イニシャチブ」をとることが提案されています。でもそれはどちらかというと技術で解決することの提案となっています。そして、現実には日本政府が何をやっているかと言えば、原子力発電は運転中にCO2を出さないから、というので地球温暖化対策の一つの柱にしようと提案し、アジアに原発を輸出しようとしています。

原発こそ核廃棄物が直接生物のDNAを傷つける最悪の環境破壊の要因です。しかも廃棄物は恐らく人類の生存よりも長期にわたって、生物のDNAに影響をあたえつづけます。廃炉にしたあとの跡地と核廃棄物の管理は将来世代に大きい経済的な負担をおわせることになります。価値観を変える、というのなら、原発推進派の方こそ、価値観を変えるべきです。

環境問題に関して、日本は個別企業の処理技術を発達させただけで、社会的処理や、人間も生命の循環への配慮という点では全く遅れをとっています。この事実を率直にみとめ、外国に学ぶことから始めることが必要でしょう。

第3章 持続可能な社会を求めて

①廃棄物の処理は、今日の経済システムを変革することなしに、解決できる。

②人間の生命の環境と対立する人間の社会生活を解消していくためには、農を中心にした地域循環圏を形成していくことが必要。

③日本が超高齢化社会へと移行していることは、人間の社会生活における問題点を解決するための有利な条件を形成している。

④日本の文化的荒廃をどう見るか。生物の環境形成力という見地からすれば、人間の社会生活が人間の生命における物質循環に負荷を与えることで、人間の環境形成力を弱体化させているというように読めないか。

A) 廃棄物の処理

大量生産、大量消費ということで特徴づけられる今日の経済システムが、環境破壊の根本的な原因であることは国も認めるようになっていきました。資源の乱獲、都市化、乱開発、これらにも歯止めをかけなければなりません。これまで最も大きい環境汚染の原因は廃棄物だったのです。

ところが、これまでどうしようもないと考えられていたゴミ問題が、市場という今日の経済システムを変えないまま、法的な枠組みをつくれば、解決できることが、判明したのです。

廃棄物を環境汚染を起こさないよう処理するためには、まず、法的な枠組みをつくり、処理のインフラを整備し、そして処理費用を商品の価格に上乗せする、という拡大生産者責任(EPR)を実施すればいいのです。もっとも日本の法律は実質的にEPRを否定していますから、法律の改正から始めねばなりません。

このEPRが実施されると、企業が廃棄物の処理についての社会的責任の一端を荷なうこと

になりますから、それ自身が大量生産、大量消費、大量廃棄、という従来の企業活動への反省の機会を与える事になります。長持ちする商品を提供し、修理して使っていくという考え方の企業が出てきやすくなるでしょう。

この意味で今日の環境問題解決の最大のキープポイントが廃棄物の処理にあります。リユースなどのインフラ整備に取り組みつつ、法律改正の動きをつくり出していくことが問われています。

B) 農の論理

1) 近代農業と産業社会の問題点

循環といえば、自然の物質循環に新たに人間が生産した物質の循環が加わり、後者が自然の物質循環をそこなわしていることが問題点として理解されてきています。しかし、人間を含めた生物のいのち自体が物質を循環させているのです。そして自然の物質循環も、生物の生命活動によって担われ、生物は環境形成力を発揮してきたのです。だから、循環を基調とする社会経済システムを目指そうとすれば、何よりもいのちにおける物質循環を保障するところから出発する必要があります。

この観点からするならば、近代農業の環境破壊力は相当なものだったことがわかります。近代農業は大規模に単一の作物を栽培し、病害虫対策や雑草対策として大量に農薬を撒き、また化学肥料を与えてきました。その結果、農業につきものであった多様な生物をすめなくし、土壌の破壊と表土流出をひきおこしてきています。人間のための食物の生産が他の多様な生物のいのちにおける物質循環を破壊し、生物の環境形成力を弱め、環境汚染にもろい自然をつくり出

してしまったのです。

かつての日本の水田はメダカやドジョウのような川魚から、ゲンゴロウやアメンボなどの水棲昆虫、カエルやカメヤヘビなどの小動物、ホタルやトンボなどの水辺の昆虫の宝庫でした。里山の木は20-30年周期で切られて、建材や木炭に使われていましたが、この植林も水田と組合わされて、生物多様性を守ってきました。豊かな野山から川の流れが栄養を海に注ぎ、磯には沢山の魚が棲んでいました。そして、豊かな土壌には微生物や原生虫、ミミズが動植物の排泄物をせっせと処理していたのです。

今日やっと有機農業がブームとなり、安全な食品を求める人達が増えてきましたが、有機農業は単に人間のいのちにとって大切なだけでなく、田や畑の生物多様性を保障し、生物の環境形成力を増大させていく試みなのです。

近代農業は大量生産、大量消費、大量廃棄という近代の産業社会の落とし子でしたが、次にこの近代の産業社会での働き方が、人々のいのちにおける物質循環に負荷を与えていることを見ておかねばなりません。

原発を推進している電力会社や、合成洗剤のメーカーや農薬のメーカーに勤めている、といった種類の問題点であれば、勤めを変えればいいのですが、そうではなく、雇われて働く、という働き方そのものに、人々のいのちのリズムをみだしてしまう要因があるのです。

いわゆるフリーターが増えていっている背景には、企業の側が正社員を減らして、低賃金ですべて首にできる労働者を増やしていっているという要因もありますが、他方では、今日の人々にとって、正社員として雇われて働くときの枠の入れられ方がまんできいないのです。雇われて働くときの生活以外の生活を確保するためにあえて正社員にならない人達が増えていっているような働き方はまだまだ開発されていません。働く時間の一部分でも、このような働き方とかかわれることが問われているのです。

2) 自然農法の世界

近代農業は工業化された農業であり、売るための農業ですが、これに代わる農業の試みが全国で取り組まれています。

そのなかでも奇跡的な農法は、福岡正信さんが開発した自然農法です。「一切無用」ということで耕すことすらしない不耕起のこの農法は、自然についての深い観察にもとづく非常に知的な試みです。

まず秋の稲刈りの前に、稲の穂波の頭から、クローバーの種と麦の種とをばら蒔いておき数センチ伸びた麦を踏みながら稲刈りをします。そして脱穀したあとの稲ワラを長いまま田圃一面にふりさらし、鶏糞を10アール当たり3-400キロふりまいておきます。次に稲の種もみを土団子にして、正月までにふりまいたワラの上にばら蒔いておきます。これで麦刈りまで何もしない。5月の中旬に麦を刈るとき、足元にクローバーが茂り、この中で土団子から数センチの芽が出ています。麦刈りをして脱穀したあとの麦ワラを全量長いまま田圃一面にふりまき、田の畦をぬって4-5日水をためると、クローバーが衰弱して稲苗が出てきます。あとは6-7月の間は無灌水で放任し、8月になってから10日か1週間ごとに水をいれてやればいい、というのです。

福岡さんによれば、人工的に耕すことで、かえって土をいためてしまうことになり、これを補うために、堆肥づくりなどの手間が必要になっていますが、耕さなければ、植物の根が耕してくれて、非常にやわらかい土壌となるのです。そして、土から出たものは土に返すとともに、ワラでマルチすることで雑草をおさえ、そして、麦や稲と共生できるクローバーを選ぶことで根粒バクテリアの働きをつくりだし、さらに時期を見はからって水を入れることで、雑草を防いだきたクローバーの除草も手間をかけずにやってしまうのです。

これが、米、麦のつくり方で、あと野菜や果樹園のつくり方の技術も開発されています。こ

の農法はすばらしいのですが、しかし、この技術は同時に都市と農村との分業、精神労働と肉体労働との分業を否定し、万人が帰農することが可能となった社会で初めて一般化しえるものなのです。工業文明がすっかりゆきずまってしまったあと、都市と農村、精神労働と肉体労働の対立をうまく解決しえたときの理想社会の農法が、いま開発された、という意味で先駆的、また奇跡的なのです。

この試みは今日の大数の人々がすぐ取り組めるものではないし、今日の支配的な文化からすれば異文化です。でも異文化といっても、将来一般化していく可能性があり、非常に意義のあるものにちがいないのですが、しかし、この試み自体が今日の社会を変えていく手がかりとされるか、というその可能性は少ないのです。ただ、自然農法で生活する人たちがだんだん増えていくことは間違いないでしょう。

3) 小農論

近代農業に代わる農法として、今日定着しているものが有機農業です。この有機農業も、農法から見ると色々なタイプがあります。

日本有機農業研究会が1971年に発足していますが、この会が1978年に産消提携運動のモデルをまとめました。このときの原型が自給を基本にした有畜複合経営で、余ったものを消費者にわたる、というものです。

このモデルの土台となっている小農論をまとめたのは守田志郎でした。守田は、資本主義が発展するにつれて農民層が分解していくという理論は日本の農業の現実を捉えたものではないと考え、日本の農業は小農によって担われてきたし、将来もそうなるだろうという見通しを明らかにしています。守田の見解は長い間のフィールドワークに裏付けられたものですが、それを、工業と農業との根本的な違いを明らかにすることで証明しています。

守田は工業と農業との違いを、工業は人を雇って物をつくり、それで儲けることが目的です

が、農業はそうではない、というところに見出ししています。もちろん、農業でもお金を払って人手をたのむことがあります、それは人の働きで儲けるのではなく、手間替わりなんです。

次に、工業ではいつも競争にさらされ、勝つ企業と負ける企業が出てきますが、農業の場合は競争はしないと見えています。もちろん農家の間のせり合いはあるのですが、工業のように市場占拠率で優位を占めて競争相手を打ち負かす、という事態は起こらない、というのです。というのも農業での市場占拠率といっても、例えばキャベツにしても、せいぜい1週間かそこらのことで、それがすぎれば、別の産地にとって代わられてしまいます。また、競争しようと大量の農産物を皆が出し合えば、価格の騰落で、大規模生産者の方の損が大きくなるのです。だから、市場で沢山売ろうとして沢山つくれば、禍は自分に戻ってくることになります。

そこで、守田は、工業では「儲ける」ことを目的としています、農業では「稼ぐ」業だと述べています。農業は儲けの業ではないから、儲ける業にしようとしても、結局うまくいかない、というのです。もともと工業も、村の鍛冶屋の時代は稼ぎの業だったのですが、近代になって人を雇って物をつくり、それで儲ける業へと変化していったのです。もっとも工業が儲けの業といっても経営者や大株主についてのことで、そこで働いている人たちは儲けられている方であって、決して儲けている方ではないのですが。

だから、日本の場合も、農業基本法が期待したような大規模農家は増えなかったのです。儲けることを目的とする大農は、農業の論理に反しているが故に育成できなかった、と見るのが守田の説で、この農業の稼ぎの論理に適合した経営体が小農だったのです。

小農が有畜複合経営に取り組み、田畑転換やつくりまわしで、多品目少量生産を行い、作物の賦地を解消するとともに、食べ物の自給を実現し、余ったものを販売する、このような農家と消費者とが産消提携運動を実現してきました。このいわゆる共同購入会の運動は、1軒の農家

を40世帯位で買い支えるシステムから、数軒の農家が、200~300世帯の消費者に配送してまわるものまで、色々なタイプが生まれました。

当時右肩上がりに成長していた生協も安全な食品に目覚め、産直に力を入れるようになり有機農産物の市場が拡大していくなかで、有機農産物の流通を事業として起ち上げる動きも出てくるし、生産者も集団を形成して出荷するようになり、現在に至っています。

4) 工業の論理と農の論理

工業と農業のちがいは、食品の安全性、環境問題の解決、こういったことが従来語られてきましたが、今日必要なのは、このような従来の見解をふまえ、工業そのものがいのちにおける物質循環に負荷を与えていることを告発することではないでしょうか。この見地からすれば、すでに1971年の時点で坂本慶一が人間にとっての工業技術の受け入れには「生物としての人間の許容限度がある」(『日本農業の再生』中央公論社、33頁)と述べている点に注目しておくべきでしょう。坂本によれば、工業は農業を工業

化することで工業化社会そのものの限界を公害というかたちで露呈させたのでした。そこで工業化社会の論理である経済の量的拡大と無機機技術を放棄させるべく、農業的価値原理を工業化社会に波及させる必要がある、というのです。言い換えれば、工業化社会の論理は無機機な「死」の論理ですが、この工業化社会というトータル・システムを転換させようとするれば、生存、生命、生活を包括する「生」の論理をもった「農」を軸にする他はない、というのです。

「それゆえ私は、『死』の論理は『生』の論理によって置き換えられるべきこと、それなしに人類の永続繁栄はありえないこと、したがってここで明らかにしようとする『農』の視座は、工業文明転換の軸となりうることを主張したいと思うのである。」(12頁)

このように「農」の論理である「生」を転換の軸とする実践的な方向性について、坂本は、農業協同組合と生活協同組合との連合体の形成と、連合体自身による健全な食品工場の創設を期待しています。持続可能な社会を構想しようとするとき、この坂本の提起が出発点になるでしょう。

アナリティカル・マルキシズムへの疑問

1) 高増論文の「労働価値」説

アナリティカル・マルキシズムについて紹介している高増明論文(『季刊アソシエ』6号所収)を読んだ。歯切れよくて面白く、またいわゆる正統派マルクス主義の研究者に対する批判、という限りでは全くその通り、と拍手するくだりも沢山あるが、しかし何か根本的なところで科学についての誤解があり、またそのことでマルクスの読みにも誤解があるように思われる。

「マルクス主義を誰にでも理解できる明晰な

ものにしていこう」(『アソシエ』6号、117頁)というアナリティカル・マルキシズムの方向性自体に反対する理由は何もないが、しかし、「マルクス主義の経済分析に労働価値はいらない」(125頁)というときの労働価値が「労働価値とは、商品一単位の生産に直接・間接に必要とされる労働時間のことである。」(118頁)と定義されるとき、そんな説は一体誰が主張していたか、と思わず天を仰いでしまう。

まあ、正統派マルクス主義の経済学者の中には、探せばこんな労働価値説を述べている人も

居るのかもしれない。でも『資本論』の索引を見ても、「労働価値」という用語は存在しない。代わりに「価値実体としての労働」という言葉は、30件以上出ているし、また「労働それ自体は何の価値ももたない」という言葉は、マスクスが3箇所、エンゲルスが1箇所使用している。

マルクスの労働価値説という場合、色々な意味が含まれていようが、少なくとも、商品価値の実体が労働である、という考えが中心であって、労働それ自体に価値があるかのように誤解

2) 商品価値についての置塩モデルの検討

a) 商品価値の決定について

ある経済的関係を数学的に表現しようとするれば、その関係から人為的なモデルを造り出さなければならぬ。そして、このモデルを土台に

$$\sum_{j=1}^k a_{ij}t_j + r_i = t_i \quad (i=1, \dots, k, k+1, \dots, k+l)$$

この式でkは生産財の種類の数、lは消費財の種類の数である。そこで第i種類の生産物1単位を生産するに要する第j種類の生産財の必要量を a_{ij} とし、同じく第i種類の生産物1単位を生産するに要する生きた労働時間を r_i としたとき、第i種類の商品の価値 t_i は上記の連立方程式によって、価値 t は a 及び r の関数として決定される、というのである。(置塩『マルクス経済学』ちくま書房、12頁)

この式のもとになっているモデルは、マルクスの $C+V+M$ を変形した $C+(V+M)$ であり、過去労働+生きた労働、を労働時間で表現したものである。もっともマルクスの式で、 C は過去労働を意味する不変資本価値、 V は商品の価値形成に入りこむ可変資本価値、そして M は商品の価値形成に入り込む不払労働価値であるから、 $(V+M)$ は、商品で表示される労働

を受ける「労働価値」といった用語はふさわしくない。

高増の「労働価値」説についての定義も、商品価値はその生産に社会的に必要な労働時間によって決定される、という投下労働価値説を不正確に表現したものと受け止めておこう。

ところで、高増は「労働価値説はいらない」ということについての証明を自分でせず、すでに置塩や森嶋らによって証明された、と主張しているにとどまっている。そこで、置塩の業績について検討しよう。

展開された数式の真偽は、モデルの真偽にかかっている。

置塩は商品の価値を決定する数式を下記の連立方程式にまとめあげた。

であって、生きた労働ではない。

ところで次に置塩は、商品の価値が社会的必要労働時間で決まることに注目し、個々の生きた労働のうちから社会的に標準的な生産条件を体現したものを r_i とみなし、そして、それぞれの生産条件を設定した第i商品の諸個別価値を求める式を補足として付している。

結局、置塩の商品価値のモデルとは、ある消費財を生産するのに必要な生産財(過去労働)に社会的に平均的な熟練と強度をもつ生きた労働を加えたもの、ということになる。

このモデルの難点は、商品価値が生産過程で決定されてしまうことにある。もちろん『資本論』第1巻では、需要と供給とが一致し、商品は、価値通りに交換される、という前提が立てられており、価値=価格とされているから、商品価値の量が生産に要する社会的に必要な労働

時間で決定されると述べられている。しかし、価値形態論に移ると、商品価値の実体である。抽象的人間労働が、商品と商品との関係が取り結ぶ超感性的な現象形態のうちで量的に規定されることが示される。(『資本論』第1部第1章第3節A二、(b) 相対的価値形態の量的規定性、参照)

簡単に紹介すると、「流動状態にある人間的労働、すなわち人間的労働は、価値を形成するが、しかし価値ではない。それは、凝固した状態において、対象的形態において、価値となる。」(『資本論』原典、56頁)と言われていることは、しばしば、人間的労働が生産した生産物に労働が対象化され、凝固する、というように理解されがちであるが、マルクスが価値形態論で展開している事柄は、この凝固や対象化が価値形態にある他の商品(等価商品)を価値の化身とすることでなされる双方の商品に共通な社会的実体への対象化ということなのだ。

だから当然にも、商品が生産された時と、交換過程に入るときには時間差があり、この間に社会的必要労働時間の変化が起こり得る。商品を生産した生きた労働の価値の大きさは、その商品が他の商品と価値形態を取り結び、そのことで商品で表示される労働が他の商品を自らの価値形態とすることで共通の実体に凝固し、対象化されたとき、やっとな量的規定を与えられる、ということが、「相対的価値形態の量的規定性」で考察されているのだ。

以上から、置塩のモデルは商品の交換関係が価値の量的規定にかかわるという事情を切り捨てた上で成立していることがわかる。ところが、商品の本性である私的労働の社会的性格は、まさに交換関係において、抽象的人間労働が他の商品との価値関係において超感性的な実体に対象化されることで凝固し、量的規定を与えられる、というところにこそある。労働が価値の内在的尺度である、ということは、この点にかかわっている。これに対して、置塩の試みは、労働時間を直接の尺度とする商品価値の計算である。ということで、置塩モデルとは別に、労働

が価値の内在的尺度である、という見地から、価値形態における価値の量的規定ということを経済的に表現することが問われているが、この問題は、私の能力を超えている。

なお、置塩は、転形問題についても数式を使って計算しようとしているが、抽象的人間労働を生きた労働の属性とみる価値式にもとづいているので、マルクスの理論とは関係がなくなっている。

3) 高増論文の「搾取」論

高増は、搾取について、次のように説明している。

「たとえば1時間の労働で得た賃金500円でハンバーガーセットを購入したとしよう。そのハンバーガーセットを生産するのに直接・間接に必要な労働時間、すなわちハンバーガーセットの労働価値が40分だとしよう。このときには、1時間の労働のうち、20分の労働が資本家によって取られてしまったことになる。これが搾取である。この『不当な』搾取が存在するからこそ利潤が存在し、資本主義が成立しているというのが、マルクスの主張の中心であった。」(119頁)

この高増の説明は、生産過程における価値増殖を労働力という商品と一般商品との間の「労働価値」の差から導き出そうとしている。つまり、労働者の1時間の労働賃金が支配できる一般商品の「労働価値」が40分だから、この差が搾取されているのだ、というわけである。こんな奇妙な説は誰が主張しているのだろうか。

先に検討した置塩は、搾取の実体である剰余労働について、「マルクスの定義によると、剰余労働とは、労働者が一定期間に支出した労働量と、その間彼が受け取った消費財を生産するのに必要な労働量との差である」(置塩、163頁)と述べている。これを解り易くすると、労働者の60分の労働賃金が支配できるハンバーガーの必要労働時間は40分であって、20分の「労働価値」が搾取されている、という高増の説明

になる。そこで、より論理的な置塩の定義を検討してみよう。

マルクスの剰余価値学説は、資本家が資本の生産過程で労働者を労働力の価値を補てんする労働時間以上に労働させることで、不払労働部分の商品価値を取得していることを明らかにした。この不払労働部分が剰余労働であり、資本家が生産する商品の総価値のうち、剰余価値を構成する。つまり、労働者は資本家が投下した不変資本価値 (C) を可変資本価値 (V) で増大させ、さらに、剰余労働 (m) を加えることで、資本家の投下した価値を増殖させるのだ。

ところで、この $C + V + m$ は、資本家が生産した商品の価値構成ではあるが、これは現象せず、現実の商品価値は、費用価格+利潤としてあらわれている。

そこで置塩の「マルクスの定義」に帰ろう。置塩は、剰余労働を生産過程での不払労働としてではなく、労働者の労働時間と、労働力の価値 (賃金) で買える消費財の生産に必要な労働時間との差に変形した。これは、剰余価値の生産の部面から、労働者の実質労働時間の産出する価値と、賃金が支配しうる価値との差への変形であるから、生産の部面から流通の部面への移行を意味する。原因から結果への変形である。

それゆえ、置塩の剰余労働についての定義は、剰余労働の性質を示すものではなく、その効果を定式化したものにすぎない。そのうえ、流通の部面では諸商品の交換は等価交換の世界であるから、置塩が想定している労働力の価値と労働との不等価交換は現象としては成立しない。

ある商品の実質価値とその商品が支配できる他の商品の価値との関係を労働時間に還元して計算すれば、例えば、工業製品と農産物を比較すれば、農産物はいつも「搾取」されるものとして示すことは可能である。だからといって、労働者は搾取されていない、という結論を出すなら、クジラは魚類だと主張することと変わりはない。

置塩による剰余労働の説明は、商品価値を生産過程での社会的必要労働時間として捉えて数

式化したことの帰結である。高増の捉え方からすれば、社会的必要労働時間はいくらかでも恣意的に設定できることになる。現実には、価値形態と交換過程によって諸商品の価値は社会的に決められる。置塩や高増の数式には、この社会性が欠落しているの、逆に、搾取は存在しない、といった現実離れした社会的結論でも導くことになってしまう。

4) 結論

a) 「労働価値」説の難点

マルクス主義を誰にでも理解できる明晰なものにしていこう、としているアナリティカル・マルキシズムに敬意を表し、「労働価値」と「搾取」についての高増の定義について結論的に反論をまとめておこう。

商品価値とは「商品一単位に直接・間接に必要とされる労働時間のこと」(118頁)ではない。このような定義だと、この労働時間は社会的なものに転化したものとして捉えられていないことになる。つまり、この定義は、商品価値の大きさが社会的に必要な労働時間によって決まる、というときの「社会的」を何ら表現していない。

資本の生産過程で生きた労働は、価値形成的要素ではあるが、それ自身は価値ではない。それ自身は社会的労働として認められてはいない。生きた労働が社会的なものへと転化するの、その生産物が他の商品との交換関係に入り込み、そうすることで、この労働が他の商品とに共通なものに対象化し、双方の労働の価値実体としての同等性を相互に確認することによってだ。労働の社会性の中味は、このように、ある労働がその生産物の価値を他の労働の生産物の体で表現することによって、その労働を他の生産物に反照させ、その労働を他の生産物との共通なものへと対象化させる、というところにある。

商品価値の実体としての諸労働が、このように相互に反照しあって異種労働の生産物と共通なものへと対象化されることで、商品交換という社会的関係を成立させている。

私的諸労働の生産物が、私的所有物のままで社会的に流通することができる形態が生産物の商品形態だった。高増の定義は、生きた労働に社会的に必要な労働時間が求められうる、という仮定の上に設定された置塩の商品価値の数式を出発点にしているが、この「社会的」は、交換過程が生産過程での労働時間に与える作用を考慮していない。だから高増が「すべての商品の労働価値を計算することができる」(118頁)と言うとき、この労働時間は、私的諸労働の労働時間のことで、それが社会的に転化した商品価値の大きさのことではない。そして、このように計算された「労働価値」は、ただ資本主義と商品経済の特質を切り捨てた労働計算モデルをつくるだけであり、これが、価格を使った経済分析よりも劣るのは当たり前である。

b) 搾取論の難点

搾取は資本の生産過程において、資本家が費用価格 $k = (C + V)$ を回収したのちにも、さらに労働者を働かせて、 $(C + m)$ という余分の商品を生産させることである。これを原因として、置塩の定義、労働者の支出した労働量と賃金で買える消費財の必要労働量との差が結果として生じる。だが、この結果を数式化し、労働者の実際の労働時間と、得た賃金が支配しうる労働時間との差、というように変形していくと、ここからは搾取の概念はこぼれ落ちる。

というのも、この変形は、生産過程でなされている搾取を、それが流過程にもたらず結果の数式化おきかえることによってなされているからである。流過程における商品が、価値(「労働価値」)以下の価格しか持ち得ないケースが

あることは平均利潤率の成立によって明らかであり、だから、労働力以外の商品の場合にも、実際の労働量以下の労働量の商品しか買えず、したがって「搾取」されるケースが生まれてくる。だからといって、鉄が搾取されることもある、という理由で、労働が搾取されることが利潤や蓄積の原泉ではない(119頁)と結論づけることは当を得ていない。

c) 明晰さの難点

高増は、弁証法は非論理的であり、これはやめて、近代的な論理を使うべきだ、という提案を行っている。高増が念頭においている明晰さとは、「ひとたび前提を認めれば、以降の証明は、間違わないかぎり正しいものである、という明晰な分析を行っているからである」(124頁)といったことである。

でも、問題は、前提が正しいかどうか、ということをめぐるいつも議論されている、ということにある。ひとたび前提が間違いだ、ということになると、いくら明晰な分析を行っても、それは間違いなのだ。

そもそも高増の言う「前提」は、人間の思考がつくり出したものである。これが、対象そのものの属性、というように見えるのは、カントが発見したように、人間の理性には避けられない仮象である。高増は、この仮象を見破れないために、明晰さの世界に住むことが真理の世界に住むことだと錯覚しているのではなからうか。弁証法とは、この対象についての明晰さの世界が、実は仮象である、ということにもとづいて成立している。弁証法を否定する、ということは、人間の認識能力を仮象の世界に閉じ込める試みに他ならない。

後 記

この間もっぱら哲学について考えてきましたが、実践的な要請もあり、層としての運動が起ころうとしている現状を踏まえ、必要な提言をまとめてきました。それらが多少まとまった分量になりましたので、それらを収録しておきます。HPですでに御覧の方はお許し下さい。

今年の夏の異常な暑さで、哲学的思考はどこかに蒸発してしまいました。国立別荘での経験ですと、日中の最高気温が34℃を超える日には、頭の回転は止ってしまいます。今年は7月からずっと34℃を超える日が続いていますから、一寸お手上げです。ヘーゲル弁証法の転倒について目途がつかしましたので、その準備を、と考えていたのですが、これはかなわぬ夢となってしまいました。

でも、この暑い中でも、季刊『アソシエ』6号の高増論文は気になっていて、今号のウメ草に急遽コメントを書いてみました。労働価値説はいらない、とか、弁証法もいらない、といった提案がけっこう若い人に受け入れられているのですが、高増さんのような人が大学で教えているのですから、これも仕方のないことかも知れません。

高増さんにコメントしてみてもありがたかったのは、置塩さんの商品価値決定式の誤りをつきとめられたことでした。あとで大石さんの『商品の価値と価格』（創風社）を図書館から借りてきて目を通して見ましたが、大石さんも置塩さんの抽象的人間労働理解の誤りに気づいていました。しかし、価値形態論が十分ふまえられていないので、今回の私のコメントは、それとして意義があると考えています。

HPを御覧の方は、知っておられる事ですが、7月の社会システム研究所例会に摂南大学の瀬戸宏さんをお招きし、1年間の中国留学体験を踏まえて、「私の中国認識」というテーマで報告していただきました。その研究会の席上で、中国社会科学院マルクス・レーニン主義毛沢東思想研究所から訪日団が組織されており、交流会を企画してはどうか、という提案を受けました。当方に異存はなく次の企画が組まれています。

なお、瀬戸さんは、昨年ノーベル文学賞を受賞した中国人作家、高行健の翻訳紹介者です。瀬戸さんから教えていただいた高行健の作品について紹介しておきます。

『中国現代戯曲集』第1集～第3集、晩成書房

『中国現代短編集』平凡社1998年（上記第1集と収録作品は同じ）

そんなこんなで、色々忙しく、9月8日のPC講座は、ASSB前号のアドルノ論をやることにします。これで夏休みをしていた哲学的思考のリハビリを行って、ヘーゲル弁証法の転倒へと進みたいと考えています。

中・日研究者・実践家交流シンポジウム 中国社会主義の今後

主 催：社会システム研究所

連絡先：三宅 崇昭 TEL/FAX 075-344-4552

中国社会科学院マルクスレーニン主義毛沢東思想研究所の訪日団と交流シンポジウムを企画しました。市場経済化が進む中国は資本主義にむかっているのか、それとも資本主義を超えた社会経済システムをつくり出せるのか、私たちにとっては大きな関心事です。奮ってご参加下さい。

記

と き：2001年9月5日（水）午後6時半～9時

と ころ：京大会館

参加費：1,000円

パネリスト：李 崇富 (Li Congfu) 1943年生 中国社会科学院教授
靳 輝明 (Jin Hoiming) 1934年生 中国社会科学院教授
孫 新 (Sun Xin) 1950年生 中国社会科学院副研究員
瀬戸 宏 摂南大学助教授
三宅 崇昭 社会システム研究所
境 毅 社会システム研究所
西嶋 彰 社会システム研究所

